

# 当座勘定規定

(平成28年10月1日制定)

## 第1条（当座勘定への受入れ）

- 1 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
- 2 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- 3 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- 4 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料を徴求します。

## 第2条（証券類の受入れ）

- 1 証券類を受入れた場合には、当組合で取立て、不渡返還期限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- 2 当組合を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当組合でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

## 第3条（本人振込み）

- 1 他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当組合で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- 2 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

## 第4条（第三者振込み）

- 1 第三者が当組合で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- 2 第三者が他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

## 第5条（受入証券類の不渡り）

- 1 前3条によって証券類による受入れ又は振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、その証券類は本人からの請求がありしだい、その証券類を受入れ又は振込みを受付けた当組合又は他の金融機関店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- 2 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

## 第6条（小切手の金額の取扱い）

小切手を受入れ又は支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

## 第7条（小切手の支払）

- 1 小切手が支払のために呈示された場合は、当座勘定から支払います。
- 2 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用して下さい。

## 第8条（小切手用紙）

- 1 当組合を支払人とする小切手を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用して下さい。
- 2 前項以外の小切手については、当組合はその支払をしません。
- 3 小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。

## 第9条（支払の範囲）

- 1 呈示された小切手の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当組合はその支払義務を負いません。
- 2 小切手の金額の一部支払はしません。

## 第10条（支払の選択）

同日に数通の小切手の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

## 第11条（手数料等の引落とし）

- 1 当組合が受取るべき手数料、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- 2 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続きをしてください。

## 第12条（支払保証に代わる取扱い）

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落とします。

## 第13条（印鑑等の届出）

- 1 当座勘定の取引に使用する印鑑（又は署名鑑）は、当組合所定の用紙を用い、あらかじめ当組合に届出てください。
- 2 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（又は署名鑑）を前項と同様に届出てください。

## 第14条（届出事項の変更）

- 1 小切手、小切手用紙、印章を失った場合又は印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当組合に届出てください。
- 2 前項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- 3 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からの通知又は送付する書

類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

#### 第 15 条（印鑑照合等）

- 1 小切手又は諸届け書類に使用された印影又は署名を、届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- 2 小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- 3 この規定及び別に定める小切手用法に違反したため生じた損害についても、第 1 項と同様とします。

#### 第 16 条（振出日、受取人記載もれの小切手）

- 1 小切手を振出しする場合には、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日の記載がないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- 2 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

#### 第 17 条（線引小切手の取扱い）

- 1 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- 2 前項の取扱いをしたため、小切手法 38 条 5 項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

#### 第 18 条（利息）

当座預金には利息をつけません。

#### 第 19 条（残高の報告）

当座勘定の受払又は残高の照会があった場合には、当組合所定の方法により報告します。

#### 第 20 条（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡又は質入れすることはできません。

#### 第 21 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第 23 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 23 条第 2 項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

#### 第 22 条（取引の制限等）

- 1 当組合は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制

限する場合があります。

- 2 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- 3 第1項及び第2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

### 第23条（解約）

- 1 この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。
- 2 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し又は解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただきます。
  - (1) 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - (2) この預金の預金者が第20条に違反した場合
  - (3) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又は、そのおそれがあると合理的に認められる場合
  - (4) 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し又は次のいずれかに該当することが判明した場合
    - ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - エ 暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - (5) 本人が、自ら又は第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - ア 暴力的な要求行為
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し又は当組合の業務を妨害する行為

オ その他アからエに準ずる行為

3 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着し又は到着しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

#### 第 24 条（取引終了後の処理）

1 この取引が終了した場合には、その終了前に振出された小切手であっても、当組合はその支払義務を負いません。

2 前項の場合には、未使用の小切手用紙は直ちに当組合へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

#### 第 25 条（規定の変更）

1 この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、郵送・電子メール等による通知、店頭表示・当組合ウェブサイト（ホームページ）への掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2 前項の変更は、通知や公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 附 則

1 この規定は、平成28年10月1日から施行する。

（新規で小切手発行の依頼があり、昭和46年10月1日制定の当座勘定規定の全面改正を行った。）

2 この規定は、令和2年4月1日から施行する。

（民法改正に伴い、規定変更の条項を新設した。）

## 小切手用法

- 1 小切手用紙は、当組合における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲渡しないでください。
- 2 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。
- 3 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名・押印に際しては、当組合へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。
- 4 金額は所定の金額欄に次により記入してください。
  - (1) 金額をアラビア数字（算用数字1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭部には「¥」を、また末尾には※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
  - (2) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭部には「金」を、また末尾には「円」を記入してください。
- 5 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を押印してください。
- 6 小切手用紙は、貴重品ですから大切に保管し、万一、紛失・盗難などの事故があったときは、ただちに当組合所定の用紙により届出てください。
- 7 当座取引解約のときは、使用残の小切手用紙は必ず当組合へお返してください。